

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物の処理に関する法令に定めるもののほか、産業廃棄物の適正処理に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (4) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (5) 排出事業者 産業廃棄物を排出する事業者をいう。
- (6) 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定により、市長の許可を受けて、産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行っている者又はこれらを業として行おうとする者をいう。
- (7) 事業者等 排出事業者及び処理業者をいう。
- (8) 県外産業廃棄物 愛媛県の区域外で発生した産業廃棄物をいう。
- (9) 処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (10) 積替え保管施設 処理業者のうち収集運搬業者が産業廃棄物の積替え保管を行う施設（公有水面上の施設を除く。）をいう。
- (11) 特定処理施設 政令第24条に規定する特定処理施設のうち産業廃棄物に係るものをいう。
- (12) 施設設置者 積替え保管施設及び特定処理施設の設置者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、産業廃棄物の適正処理を推進するため、愛媛県その他の関係機関と密接な連携を図り、事業者等に対し適切な指導、助言及び監督を行うとともに、処理業者の健全な育成を促進するものとする。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、産業廃棄物の処理を行う場合は、法、政令、省令その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項を遵守し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

- 2 排出事業者は、産業廃棄物の種類、性状等に適合したその処理に関する計画の策定に努めるとともに、その発生抑制並びに再利用及び再資源化に努めなければならない。
- 3 処理業者は、その組織化を図り、産業廃棄物の適正処理に関する知識の研鑽及び技術の向上に努めるとともに、経営の健全化を図らなければならない。

(県外産業廃棄物の処理の原則禁止)

第5条 処理業者は、市の区域内において、県外産業廃棄物を処分してはならない。ただし、事業者等からあらかじめ市長に協議があった場合において、市長が生活環境保全上支障がなく、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 循環型社会の形成に資するもの
- (2) やむを得ない理由があるもの

(県外産業廃棄物の処理の事前協議)

第6条 事業者等は、前条ただし書の規定による協議をしようとするときは、県外産業廃棄物処理事前協議書（様式第1号。以下「県外物処理協議書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による県外物処理協議書の提出があった場合においては、必要に応じて関係機関の意見を聴くとともに、その内容を審査し、生活環境保全上支障がなく、かつ、前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該協議をした事業者等に通知するものとする。

3 事業者等は、前項の規定による通知を受けた後、前条ただし書の協議の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記載した県外物処理協議書を市長に提出しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

（県外産業廃棄物の処理実績の報告）

第7条 処理業者は、その年度における当該県外産業廃棄物の処分の状況を記載した県外産業廃棄物処理実績報告書（様式第2号）を翌年度の6月30日までに市長に提出しなければならない。

（地域住民の同意等）

第8条 事業者等は、処理施設を設置する場合は、関係地域住民の同意を得なければならない。

2 事業者等は、産業廃棄物の処理に関し、関係地域住民との紛争の回避に努めるとともに、紛争が発生した場合は、責任を持ってその速やかな解決に努めなければならない。

（積替え保管施設及び処理施設の立地の基準）

第9条 事業者等は、積替え保管施設若しくは処理施設を設置し、又はこれらの規模を変更しようとするときは、別に定める立地の基準を遵守しなければならない。

（処理施設設置等の事前協議）

第10条 法第15条第1項の規定による設置許可又は法第15条の2の6第1項の規定による変更許可を受けようとする者（以下この条において「施設設置等事前協議者」という。）は、あらかじめ産業廃棄物処理施設設置等事前協議書（様式第3号）を市長に提出し、その旨を協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議を受けた場合においては、必要に応じて関係機関の意見を聴くとともに、その内容を審査し、当該処理施設の設置又は変更に係る計画がこの要綱の規定に適合し、適正であると認めるときは、その旨を施設設置等事前協議者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、当該処理施設の設置又は変更に係る計画を改善し、又は廃止する必要があると認めるときは、その旨の指示を行うものとする。

4 市長は、前項の規定による指示により、当該指示に係る事項が改善されたと認めるときは、その旨を施設設置等事前協議者に通知するものとする。

5 第6条第3項の規定は、第1項の協議の内容を変更しようとする者について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「第10条第2項又は第4項」と、「前条ただし書」とあるのは「同条第1項」と、「県外物処理協議書」とあるのは「産業廃棄物処理施設設置等事前協議書」と、「前項」とあるのは「同条第2項から第4項まで」と読み替えるものとする。

（不法投棄の防止対策）

第11条 市長は、産業廃棄物の不法投棄（法第16条の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）の防止を図るため、関係機関に協力を求めるものとする。

2 排出事業者は、処理を委託した産業廃棄物が処理業者によって不法投棄をされた場合には、当該処理業者と連携して、速やかに当該不法投棄をされた産業廃棄物の撤去及び投棄場所の原状回復に努めなければならない。

3 処理業者は、排出事業者から受託した産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、法第14条第16項ただし書又は第14条の4第16項ただし書の規定により他の処理業者に再委

託した場合において、当該再委託を受けた処理業者によって不法投棄をされたときは、当該再委託を受けた処理業者及び排出事業者と連携して、速やかに当該不法投棄をされた産業廃棄物の撤去及び投棄場所の原状回復に努めなければならない。

(事故時の対応)

第12条 施設設置者は、積替え保管施設若しくは特定処理施設の故障、破損等により、適正な施設運営が困難な状態に至ったとき又は重大な事故が起こったときは、環境汚染を防止する等、直ちに必要な応急措置を講じ市長に状況報告するとともに、速やかに事故状況報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事故状況報告があったときは、施設設置者に対して、事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講じるべき旨を指示するものとする。

3 施設設置者は、前項の規定による指示があったときは、これに従わなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

付 則 (平成13年7月16日要綱第60号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年1月26日要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (平成23年4月1日要綱第58号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (令和8年3月12日要綱第6号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

<p style="text-align: center;">県外産業廃棄物処理事前協議書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）松山市長</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所 協議者 並びに法人にあっては、 その代表者の氏名 （電話番号）</p>		
排出事業者	氏名又は名称	
	住所	（電話番号）
排出場所	氏名又は名称	
	住所	
処理を行う理由		
処理予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
処理を行う産業廃棄物	種類	数 量
		m ³ /年(t/年)
		m ³ /年(t/年)
		m ³ /年(t/年)
処分業者	氏名又は名称	
	住所	
	許可年月日 許可番号	
	処分方法	
	処分の場所	
	施設の処理能力	
変更の理由		

- 注1 排出事業者又は処理業者が複数の場合は、別紙に記載して添付すること。
- 2 協議の内容を変更しようとするときは、当該変更に係る事項及び変更の理由のみを記載すること。
- 3 次に掲げる書類及び図面を添付すること。
- (1) 指定産業廃棄物（産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号に規定する産業廃棄物その他市長が必要と認めるものをいう。以下同じ。）にあっては、必要に応じて、6箇月以内に分析した当該指定産業廃棄物の分析証明書（有害物質（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）別表第1第2欄に掲げる物質をいう。）に係る溶出試験又は含有試験（産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年2月環境庁告示第13号）に基づいて行う試験をいう。）の結果、水素イオン濃度、油分の含有量等の証明書）の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類及び図面

県外産業廃棄物処理実績報告書	
年 月 日	
(宛先) 松山市長	
報告者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、 その代表者の氏名 (電話番号)	
排出事業者	氏名又は名称 <hr/> 住 所 (電話番号)
承認年月日及び承認番号	年 月 日 第 号
処 理 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
産 業 廃 棄 物 の 種 類	数 量
	$m^3/年(t/年)$
	$m^3/年(t/年)$
	$m^3/年(t/年)$
	$m^3/年(t/年)$
	$m^3/年(t/年)$
計	$m^3/年(t/年)$

注 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類および図面

様式第3号（第10条関係）

産業廃棄物処理施設設置等事前協議書	
年 月 日	
(宛先) 松山市長	
協議者	氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 (電話番号)
処 理 施 設 の 種 類	
処理する産業廃棄物の種類	
処 理 施 設 の 概 要	別紙のとおり
設 置 場 所	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
変 更 の 理 由	

注1 処理施設の概要については、中間処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号から第13号の2までに規定する処理施設をいう。以下、同じ。）にあつては別紙1を、最終処分場（同条第14号に規定する処理施設をいう。以下、同じ。）にあつては別紙2を添付すること。

2 協議の内容を変更しようとするときは、当該変更に係る事項及び変更の理由のみを記載すること。

3 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

- (1) 事業の概要及び産業廃棄物の種類ごとの取扱量を記載した事業計画書
- (2) 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の抄本
- (3) 処理施設の構造を明らかにした平面図、立面図、断面図及び設計計算書
- (4) 処理施設の配置を明らかにした事業場の平面図
- (5) 処理工程図
- (6) 処理施設からの放流水がある場合にあつては、放流経路を示した図面（放流地点から概ね500メートル以内の範囲を記載したもの）
- (7) 生活環境影響調査書
- (8) 処理施設の設置場所の使用権原を証する書類
- (9) 関係地域住民の同意書

別紙 1

処理施設の概要（中間処理施設用）

中間処理施設の概要	産業廃棄物の種類	
	処 理 方 法	
	処 理 能 力	
	排水の処理方法	
	稼働時間	
公害等の防止の方法	大気汚染防止方法	
	水質汚濁防止方法	
	騒音防止方法	
	振動防止方法	
	悪臭防止方法	
	そ の 他	
放 流 水	水 質	
	水 量	($\text{m}^3/\text{日}$)
	放 流 方 法	
排 ガ ス	処 理 方 法	
	排 出 量	($\text{Nm}^3/\text{日}$)
	処 理 目 標 値	
処理後の産業廃棄物の処分方法		
変 更 の 理 由		

別紙2

処理施設の概要（最終処分場用）

埋め立てる産業廃棄物の種類		
処 理 能 力	敷地面積	m ²
	埋立面積	m ²
	埋立容積	m ³
埋立方式の概要		
埋立（予定）期間		
最終処分場の構造	囲いの構造	
	産業廃棄物の流出防止装置	
	地滑り・地盤沈下防止装置	
	周囲からの地表水の流入防止装置	
	遮水工	
	集排水等設備	
	浸出液処理設備	
	水質監視用井戸の数	
公害等の防止の方法	大気汚染防止方法	
	水質汚濁防止方法	
	騒音防止方法	
	振動防止方法	
	悪臭防止方法	
	その他	
放流水	水 質	
	水 量	(m ³ /日)
	放流方法	
放流先の概要		
汚泥等の処理方法		
変更の理由		

様式第4号（第12条関係）

事故状況報告書 年 月 日 （宛先）松山市長 報告者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 （電話番号）	
事故発生場所	
事故発生日時	
措置完了日時	
事故の概要	
環境への影響	
講じた措置の概要	

注 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

- (1) 事故の発生場所及びその影響範囲を記載した書類及び図面
- (2) その他市長が必要と認める書類及び図面